

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 ドコモ U I M カードの貸与等</p> <p>第 29 条～第 31 条 (略)</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第 32 条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社の X i サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行う X i サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 前 4 項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法第 103 条の 5 に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</u></p> <p><u>(1) その自営端末設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。</u></p> <p><u>(2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。</u></p> <p><u>(3) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(自営端末設備に異常がある場合等の検査)</p> <p>第 33 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件又は第 32 条第 5 項第 1 号に定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 34 条～第 35 条 (略)</p>	<p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 ドコモ U I M カードの貸与等</p> <p>第 29 条～第 31 条 (略)</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第 32 条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社の X i サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行う X i サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(自営端末設備に異常がある場合等の検査)</p> <p>第 33 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 34 条～第 35 条 (略)</p>

第7章 (略)

第8章 利用中止等

第40条 (略)

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X iに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX iに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第74条の2及び第77条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 第33条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第37条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件又は第32条第5項第1号に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(8)～(10) (略)

2～3 (略)

第9章 通信

第42条～第44条 (略)

(通信利用の制限)

第45条 X iサービス及びF O M Aサービス並びに回線卸X i及び回線卸F O M A（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているX iサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～7 (略)

8 X iサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第32条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、第32条第5項第1号に定める技術基準、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(注) (略)

第46条～第47条 (略)

第10章 (略)

第7章 (略)

第8章 利用中止等

第40条 (略)

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X iに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX iに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第74条の2及び第77条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 第33条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第37条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(8)～(10) (略)

2～3 (略)

第9章 通信

第42条～第44条 (略)

(通信利用の制限)

第45条 X iサービス及びF O M Aサービス並びに回線卸X i及び回線卸F O M A（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているX iサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～7 (略)

8 X iサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第32条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(注) (略)

第46条～第47条 (略)

第10章 (略)

第 11 章 保守

第 59 条 (略)

(契約者の維持責任)

第 60 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 3 に規定する技術基準及び技術的条件又は第 32 条第 5 項第 1 号に定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 (略)

第 61 条～第 62 条 (略)

第 12 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 6 月 1 日経企第 271 号)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 6 日から実施します。

第 11 章 保守

第 59 条 (略)

(契約者の維持責任)

第 60 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 3 に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 (略)

第 61 条～第 62 条 (略)

第 12 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 FOMA カードの貸与等</p> <p>第 48 条～第 50 条 (略)</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第 50 条の 2 F O M A 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社の F O M A サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行う F O M A サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前 4 項の規定によるほか、当社は、FOMA 契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法第 103 条の 5 に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。</p> <p>(1) その自営端末設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。</p> <p>(2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。</p> <p>(3) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。</p> <p>6 FOMA 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前 5 項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>7 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(自営端末設備に異常がある場合等の検査)</p> <p>第 50 条の 3 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件又は第 50 条の 2 第 5 項第 1 号に定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 50 条の 4～第 50 条の 5 (略)</p>	<p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 FOMA カードの貸与等</p> <p>第 48 条～第 50 条 (略)</p> <p>(自営端末設備の接続)</p> <p>第 50 条の 2 F O M A 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示により、当社が無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合していることが確認できるもの及び当社の F O M A サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行う F O M A サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(自営端末設備に異常がある場合等の検査)</p> <p>第 50 条の 3 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 50 条の 4～第 50 条の 5 (略)</p>

第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条 (略)

(利用停止)

第53条 当社は、契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 第50条の3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第50条の7（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件又は第50条の2第5項第1号に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかつたとき。

(8)～(10) (略)

2～3 (略)

第53条の2 (略)

第9章 通信

第54条～第57条 (略)

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～8 (略)

9 FOMAサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第32条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、第50条の2第5項第1号に定める技術基準、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、FOMAサービスの全部が利用できない場合があります。

(注) (略)

第59条の2～第61条 (略)

第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条 (略)

(利用停止)

第53条 当社は、契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 第50条の3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第50条の7（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかつたとき。

(8)～(10) (略)

2～3 (略)

第53条の2 (略)

第9章 通信

第54条～第57条 (略)

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～8 (略)

9 FOMAサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第32条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、FOMAサービスの全部が利用できない場合があります。

(注) (略)

第59条の2～第61条 (略)

第 10 章 (略)

第 11 章 保守

第 76 条の 4 (略)

(契約者の維持責任)

第 77 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 3 に規定する技術基準及び技術的条件又は第 50 条の 2 第 5 項第 1 号に定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 (略)

第 78 条～第 79 条 (略)

第 12 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 6 月 1 日経企第 271 号)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 6 日から実施します。

第 10 章 (略)

第 11 章 保守

第 76 条の 4 (略)

(契約者の維持責任)

第 77 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 3 に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 (略)

第 78 条～第 79 条 (略)

第 12 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)